

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

令和3年1月22日時点の情報です。詳しくは、各担当または市ホームページへ。



市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいきます。

家庭内での感染予防に取り組みましょう

家庭内での感染を予防するためには、次のような対策が効果的です。

- *こまめに手洗いをする
- *タオルや歯磨きのコップなどは共有しない
- *大皿料理は避け、1人分ずつ盛り付ける
- *定期的に換気をする
- *ドアノブなどはこまめに消毒する



あいぽっくの視聴覚室の貸し出しを中止

新型コロナウイルス感染症対策業務で使用するため、3月1日から当分の間、貸し出しを中止します。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCA」

新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性がある場合、通知を受け取ることができ、スマートフォンアプリです。

アプリの利用者同士が1m以内で15分以上接触すると、その情報がスマートフォンとの近接通信機能(Bluetooth)を利用してアプリ内に記録されます。連絡先や位置情報など個人が特定される情報は記録しませんので、お互いのプライバシーは確保されます。

◎陽性と診断されたら
アプリに診断結果を入力してください。2週間以内に接触した方に、通知が届きます。

◎通知を受け取ったら
アプリの案内に従って自分の症状の有無を入力すると、必要に応じて、相談窓口や検査の受診などについて案内されます。☆詳しくは、厚生労働省ホームページへ。

厚生労働省ホームページはこちら▼



事業者向けよろず相談の実施期間を延長

資金繰りや、業況悪化に伴う経営上の不安を抱えている市内の事業者の方の相談に、中小企業診断士が応じます。国や東京都の支援策への手続きについても案内します(申込不要)。

◇日時 3月31日(水)までの午前8時30分～午後5時

◇場所 市役所産業振興係

※電話でも相談できます。
◇電話番号 544-4134
☆詳しくは、産業振興係へ。

相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口は、下の表のとおりです。

このほかの相談窓口については、市役所へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

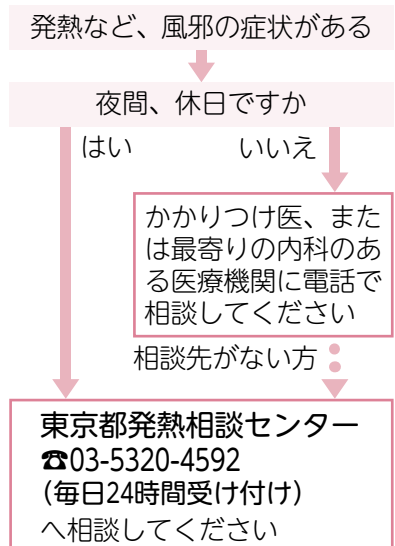
市ホームページ内の相談窓口一覧はこちら▼



▼相談窓口

内容	担当
予防・検査・医療に関すること	東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550-571 (毎日/午前9時～午後10時)
新型コロナウイルス感染症の発生に関すること	厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653 (毎日/午前9時～午後9時)
収入の減少、仕事、住宅の家賃補助(住居確保給付金)などに関すること	昭島市暮らし・しごとサポートセンター ☎042-519-2033 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した悪質商法に関すること	昭島市消費生活センター ☎042-544-9399 (平日の午前9時～正午、午後1時～4時)
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番) ☎0570-00-6110 (平日の午前9時～午後8時、土曜日の午前9時～午後5時)
緊急事態措置などに関すること	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567 (毎日/午前9時～午後7時)
さまざまな人権問題に関する相談	法務省 みんなの人権110番 ☎0570-003-110 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルスの感染が疑われるときは



☆詳しくは、地域保健係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。